

## 2022年度 公立大学法人北九州市立大学特別研究推進費 実績報告書

2023年 4月 26日

北九州市立大学長 様

(所属・職名) 基盤教育センター・准教授  
(氏名) 藤田 俊

公立大学法人北九州市立大学特別研究推進費に係る研究実績について、次の通り報告します。

研究課題名	昭和戦前期における日本陸海軍の政治的台頭に関する社会・メディア史からの再検討					
	合計	使用内訳 (単位:円)				
交付決定額	592,740	備品費	消耗品費	報酬	その他	旅費交通費
執行額	592,740	0	0	0	12,953	579,787
執行残額	0	0	0	0	0	0
共同研究者	所属・職名	氏名		役割分担等		

研究分野：日本近代史

キーワード：軍人、メディア、世論

### 研究成果の概要（和文）

昭和戦前期における日本陸海軍の政治的台頭について、「非常時」下の「軍人による政治関与」をめぐる論争と、当該期の日米架空戦記に関する問題から分析した。前者は、陸海軍連名の「軍民離間声明」（1933年12月発表）が惹起した帝国議会と新聞・雑誌の「軍人勅諭」解釈にまつわる論争、政党・軍・メディアの「軍人と政治」に対する姿勢を明らかにした。後者では、ホノルル税関での『日米戦未来記』押収事件（1933年12月）を契機とする外交・内政上の問題に焦点を当て、満洲事変終息後の対米関係改善に向けた動きと大衆娯楽の統制にまつわる陸海外三省の態度が明らかとなった。

### 研究成果の学術的意義や社会的意義

従来の研究で日本陸海軍による政治介入や言論弾圧の象徴とされてきた「軍民離間声明」に関して、特に陸軍内部への影響と政党・メディアの姿勢に着目した新たな知見を示すこと

ができた。また、先行研究では著者・内容・執筆経緯を中心に分析されてきた架空戦記文学について、日米外交、日系人問題、言論・出版統制といった政治・外交的影響に関する見解を提示できた。これに伴い、申請者の担当授業である「可能性としての歴史」「近代史入門」における関連項目の講義内容も充実化する。

## 1. 研究の背景

近年、戦前期日本の政党内閣崩壊と軍の政治的台頭について、政治・外交史上の複眼的な実証分析が加えられ、既成政党内派閥の動静や国家革新運動に焦点を当てた政党内閣復活の阻害要因が明らかになってきた。その一方、それら満洲事変を契機とする昭和戦前期の変動に対して、当該期「世論」の趨勢と大衆の動向がいかなる影響を与えたのか（あるいは、与えなかったのか）という問題は未解明のままである。政党に代わり新興政治勢力の中核となり大衆の支持対象となった軍は、「世論」をいかに捉え国策主導に向けた政治介入へ転用したのかという疑問に対する回答の提示が求められる。

## 2. 研究の目的

昭和戦前期に進んだ日本陸海軍の「政治的台頭」について、軍による情報・報道統制、内務省の言論規制、新聞社・陸海軍省記者クラブ・記者各々の「言論・報道の自由」観、在郷軍人会の活動を事例に分析し、これまで十分に解明されてこなかった「世論の影響力」の実態を明らかにする。具体的には、満洲事変終息後の「非常時」下における「世論」に着目しながら、昭和戦前期の「軍部」醸成、すなわち、当該期日本社会での軍の権威化に考察を加え、政治勢力化の過程をより多角的に把握することを目指す。

## 3. 研究の方法

国立国会図書館（主として憲政資料室）、東京大学大学院法学政治学研究科附属近代日本法政史料センター（明治新聞雑誌文庫）、防衛省防衛研究所、上智大学図書館、松本市文書館での調査によって収集した未公刊史料の分析等を行った。

## 4. 研究成果

### ・論文

「「非常時」における軍民離間声明とその影響―軍人の政治関与をめぐる論争を中心に―」（『基盤教育センター紀要』第39号、2022年12月）

「『日米戦未来記』をめぐる問題とフィクションの統制」（『近現代日本史研究の新潮流―国際変動と日本陸海軍―（黒沢文貴先生古稀記念論集）』東京大学出版会、近刊）

### ・学会報告

「昭和戦前期における軍の政治的台頭をめぐるメディア言説」（20世紀メディア研究所第156回研究会、2022年5月28日、於早稲田大学早稲田キャンパス）

## 「非常時」における軍民離間声明とその影響

— 軍人の政治関与をめぐる論争を中心に —

藤田 俊

はじめに

一九三〇年代前半の日本で呼号された「非常時」は、満洲事変を起点とする対外的緊張、世界恐慌から続く深刻な経済情勢、五・一五事件以降の混乱と国家革新への機運を象徴する政治スローガンであった。この「非常時」が、しばしば「軍部の台頭」と併せて用いられるように、当該期の日本陸海軍、とりわけ陸軍は満洲事変とその帰結としての満洲国経営を主導し対外政策に関する世論の趨勢に影響を与え、五・一五事件後の後継首班選定でもその意向は無視できなかった。しかしながら、小山俊樹氏が明らかにしたように、五・一五事件後の元老西園寺公望は、天皇と宮中側近の意向に影響されて立憲政友会総裁の鈴木喜三郎を首班とする内閣構想を転換し、「憲政常道」へ固執せず、政党政治の中断を選んだ。<sup>1</sup>西園寺も陸軍の存在を意識する必要があったが、それでも後継首班の選定で陸軍が主導権を握ることはなかった。

政党内閣崩壊の主因とされてきた「軍部の台頭」への評価を相対化させた小山氏の成果と同様に、やはり政党内閣崩壊後の「非常時」下における政治過程に関しても、かつて強調された「軍部の台頭」に再検討が加えられてきた。松浦正孝氏は斎藤実・岡田啓介の両内閣で大蔵大臣を務めた高橋是清による「軍部」抑制を、その類まれな財政経済の専門知識と政官財や軍を統御する政治的手腕に注目して論じた。<sup>2</sup>また、井上敬介氏は宇垣一成の擁立や挙国一致内閣の構想といった重層的な政権参画工作に焦点を当て、立憲民政党による政党復権の試みと軍の政治的台頭に向けた対抗策を明らかにした。<sup>3</sup>近年では菅谷幸浩氏が、政民連携運動と帝人事件の再検討を通して斎藤内閣期における

政党内派閥抗争の実態に迫り、複数勢力による政民連携構想の乱立を指摘することで中核を失った議会勢力の減退を描写している。<sup>4</sup> 無業論、いづれの先行研究も昭和戦前期における「軍部の台頭」を過小評価してはいないが、複眼的な分析によって実態に即した軍の政治的影響力を提示し、満洲事変以降の政治勢力としての「軍部」の実像を浮き彫りにしてきた。

したがって、満洲事変を機に陸軍中堅層の政治的台頭が進んだことを指摘する吉田裕氏<sup>5</sup>や、斎藤内閣期の軍民離間声明問題（後述）や帝人事件を「軍部ファシズム」による政党内閣復帰への妨害と捉える須崎愼一氏<sup>6</sup>の見解には、修正の余地が生じてきている。もともと、両氏の研究は「非常時」の小康化に早くから注目し、その対策の一つである軍民離間声明に焦点を当てると共に、在郷軍人を動員した議会外での既成政党攻撃という重要な論点を打ち出した。この点に筆者は両氏の研究の真価があると考えている。「非常時」の小康化により閣内での政治的影響力が減退する中、軍がいかにして当該期社会での存在感を高めていったかについて解明することは、昭和戦前期における広義の「軍部」に対する実態把握に繋がるからである。

そこで本稿は、「非常時」が小康状態を迎えた一九三三（昭和八）年六月以降の斎藤内閣後期、その中でも第六十五回帝国議会（一九三三年十二月―一九三四年三月）の会期を対象時期に据え、対外危機の相対的低下と政党内閣復帰の機運上昇という社会情勢下、軍の声明を契機として活発化した軍人の政治関与をめぐる帝国議会での議論に分析を加える。その上で、議会開会直前の陸海軍による声明発出の背景と声明が政軍間のみならず軍内部に与えた影響、さらに、声明の問題化が招来した軍人勅諭解釈論争の帰趨を明らかにしたい。

なお、軍民離間声明については、前坂俊之氏が中央紙や雑誌の紙面分析を行い声明の言論統制機能と新聞の反応を明らかにしている。<sup>7</sup> それに対して本稿は、前坂氏の研究成果を踏まえつつ、声明と関連する問題が生んだ陸軍内の変動に着目し同氏と異なる観点から声明の意義を考察する。

## 一 齋藤内閣後期の「非常時」

五・二五事件後の政変を経て一九三二（昭和七）年五月二十六日に成立した齋藤実内閣は、政友会と民政党から閣僚を迎えた「挙国一致内閣」と政党内閣中断に伴う「中間内閣」という二つの性格を有していた。西園寺は齋藤内閣が政民両党の協力を得ながら時局を收拾し、いずれは政党内閣が復活することを望み、齋藤奏薦へと西園寺を突き動かした天皇や内大臣木戸幸一ら宮中側近も、同内閣が二大政党間に協調をもたらし軍抑制と政情不安解消を実現することを期待した。<sup>8</sup>そのため、既成政党内には政権参画によって齋藤内閣後の政党内閣復帰を指す動きがあった。

他方、平沼騏一郎による挙国一致内閣を望む陸軍は、内閣崩壊後の親軍的で国家革新に共鳴する政権の樹立を期待し、絶対的多数を占める与党党首でありながら首相の地位を逃した鈴木や、陸軍に親和的な久原房之助も政権奪取を志向していた。だが、一九三三年五月の塘沽停戦協定により満洲事変を「終息」させた齋藤内閣は、満洲を巡る日中・日米間の緊張緩和に一定の成果を上げ、「非常時」への適応を通じ漸進的に堅調な政権運営を成し遂げていく。農山漁村救済を始めとした昭和恐慌対策、テロによる社会混乱への対応、満洲事変下で政治的発言力を強めた陸軍の統制といった多岐に渡る国内課題についても、一定の指導力を発揮しながら取り組むことで政権基盤は内閣発足時よりも強化されていった。<sup>9</sup>

このように暫定政権と目された齋藤内閣が安定化の様相を呈し始める中、一九三三年七月には五・一五事件公判が開始され、特に海軍側の被告に関する公判報道は全国規模の減刑運動を喚起した。その際、新聞を中心とするメディアは、「無私」の精神に基づき「弱者救済」のために立ち上がった「清廉潔白」な海軍青年将校像を描き出した。最終的に百万筆を超える減刑嘆願署名が寄せられ、特に軍法会議で重大な犯行と不釣り合いな軽い量刑が軍人に下された要因の一つは、それら再三に渡り繰り返された情緒的報道が醸成した被告らへの同情的な世論であった。<sup>10</sup>

ただ、減刑運動の目標であった公判も一九三三年十一月には結審し、先に触れた満洲事変終息による対外危機の相対的な低下と相まって、満洲国承認や国際連盟脱退に伴う大衆運動で昂進した親軍世論は徐々に沈静化の兆しを見せ始める。軍は五・二五事件以来、ワシントン海軍軍縮条約の失効で到来する無条約時代を「一九三五、六年の危機」と

捉え、「非常時」の論拠として国内外で喧伝してきたが、同言説の説得力も一九三三年後半には低下し軍事費増大が批判を招くようになった。

齋藤内閣後期における「非常時」の小康化は、軍の政治的影響力にも影を落としていく。すなわち、十月に開催された五相会議では陸軍大臣荒木貞夫と海軍大臣大角岑生の軍拡要求が、大蔵大臣高橋是清と外務大臣広田弘毅が主張する外交・国防・財政の均衡を重視した国策統一化案に退けられ、特に荒木提出の革新政策案は猛反発を招いた。さらに十一月から十二月にかけての内政会議では、荒木発案の農村救済策が高橋蔵相の欠席で事実上の黙殺となり、荒木は閣内における発言権と陸軍内での影響力を低下させた。そのような政治状況下、十月には政友会と民政党による政民連携運動への動きが始まる。両党の連携自体は満洲事変期より見られた構想・運動であったが、財界やメディアからの軍批判を受けて活発化し、政党内閣復帰の機運が上昇した。内閣主導の政界再編と軍抑制を企図する齋藤内閣もまた、両党間交渉を斡旋するなど同運動を間接的に支援していた。<sup>11</sup>

こうした中、一九三三年十二月十日の新聞に「軍民離間に関する陸海軍当局談」（以下、軍民離間声明）が掲載された。陸軍による声明の要旨は、軍事費増大への批判が農村部を中心に軍と国民の分断をもたらしているとし、反戦を謳いながら国防力減殺を図るコミンテルンの戦略と「軍民離間」を同列視するものであった。また、海軍は声明に「全然同感」とした上で「陸軍と海軍とを離間せんとするやうな非愛国的言説を弄するもの、あるいは甚だ遺憾」と述べ、「陸海離間」に向けた動きの存在を示唆した。<sup>12</sup>

そして、陸海軍連名という形式を採りながらも、声明の作成・発表を主導したのは、陸軍省の宣伝機関である新聞班、とりわけ同班を統率した鈴木貞一新聞班長だった。当時、陸軍省軍務局の軍事課員だった西浦進は「あれは確か鈴木貞一、当時の新聞班長の発想じゃないですか。（中略）鈴木貞一さんが陸軍省の食堂に陸軍省の課員を全部集めて、軍民離間の声明の趣旨説明をやったことがあるのです。」と回想し、併せて閣内外で窮地に立たされていた荒木への援護とは「あまり関係ない」と述べている。<sup>13</sup> なお、鈴木日記の十二月十六日条には「省内次官以下将校全員二対シ外部ヨリ質問事項ノ形式ヲ以テ、時局認識ニ関スル講和（話）ヲ為ス。要ハ軍人ノ信念ヲ確不動ナラシムルニ存ス。」との記述を確認でき、省内での合意形成が事後的なものであったことが窺い知れる。<sup>14</sup> 作成の実態から離れて陸軍の

統一の見解として発表されてしまった声明と、それに端を発した帝国議会における議論は、後述の如く政軍関係ばかりか陸軍内部へも影響を及ぼしていく。

突如発表された声明に各党所属議員は様々な反応を寄せた。政友会総務の浜田国松は「軍民離間に関する怪文書等も一向見ていない」と前置きし、国民が予算の妥当性を判断する力を持っているにもかかわらず、軍は「道德途絶」に神経過敏となっていると指摘した。民政党幹事長松田源治にあつては「わが党は未だかつて軍民分離の言動をなしたことは絶対ない」と述べ、法律と国益に反しない限りの「言論の自由」を主張する反面、軍人勸諭を引き合いに「國務大臣以外の軍人が政治を論ずること」は国益を損ねるとして自重を求めた。また、親軍政党と目されていた国民同盟の清瀬一郎も軍民離間の存在自体を強く否定している。一方、社会大衆党の麻生久が軍事費増大による国民生活の圧迫を睨んで「富豪増税の断行」を求め、国民協会の赤松克麿は「政党政治復活を夢みる者」が「軍民の一致協力を阻害することによつてまで政権欲の達成を策謀してゐる」と豪語したように、無産政党や国粹主義政党は独自の視点で声明を評価していた。<sup>15</sup>

荒木は、こういった声明にまつわる疑問・批判への対峙を余儀なくされ、陸相として釈明に追われることになる。また、日常的に宮中側近と政治的な繋がりを持っていた鈴木も、声明の真意について詰問する原田熊雄に新聞班長という立場で対応せざるを得なかった。その際に荒木や鈴木は、声明が政民連携運動を明確に意識して発表されたにもかかわらず、あくまでもコミンテルンの宣伝戦略に対する啓蒙と位置付けて説明した。<sup>16</sup> 政民連携運動が開始した十月頃を境に「軍民離間」という用語が軍の講演やパンフレットに登場してくるが、そこでも政局批判への転用は回避されていた。一例を示せば、鈴木は指揮下にあつた新聞班員の青木成一も講演では、軍民離間を外国勢力に対抗する「一種の戦法」と強調する一方、国内のそれを「非常な浅薄な考へを持った一部政治家の妄動」と位置付け、現に進行中の政民連携運動への言及を避けている。<sup>17</sup>

だが、十二月二十六日の開会前に軍民離間声明が物議を醸したことで、第六十五回帝国議会では軍の社会認識や軍人と政治の適正な関係が論点に浮上し、たとえば、貴族院最大会派の研究会に所属する複数の議員は「人トシテ軍部攻撃セザルナシ」<sup>18</sup>といった軍追及の構えを見せていく。

これに対し陸軍の一部は、政民連携運動の狙いが「現首脳部の排撃と軍部意志の叩き毀はし」にあると認識し、運動活性化の要因を「言論の雄で実行力乏し」く「其力も又惧るゝに足らず」という「全支配階級」の荒木評価に求めた。その上で、「首脳部に対して徹底的反感を懐いて居る」「支配階級の全面的支持」を運動の土台と捉えていた。ここで「首脳部」は「陸相周囲の人々」、つまりは当該期陸軍の権力中枢にいた皇道派を指している。<sup>19</sup> 荒木を始め皇道派を自身の庇護者と捉える一部の青年将校らには、政民連携運動が軍以外の全政治勢力による軍攻撃と映っていた。もっとも、政民連携運動は単一勢力により推進されたわけではなかった。前政友会幹事長の久原房之助と民政党常任顧問の富田幸次郎は満洲事変に伴う協力内閣運動を継承して親軍路線を採り、政友会長老で衆議院議長の秋田清と元民政党幹事長の小泉又次郎は両党間の政策協定を連携の形とした。加えてそれら以上に活発に展開されたのが、文部大臣鳩山一郎ら政友会幹部を中心とするものであった。<sup>20</sup> このように、斎藤内閣や両党を跨ぐ諸勢力の思惑が複雑に絡み合いながら運動は進み、第六十五回帝国議會を迎えることとなる。

## 二 軍民離間声明の政治問題化

第六十五回帝国議會と発行時期が重なった『中央公論』新年特大号は、巻頭言「政党と軍部」で次のような「軍部中堅のさる達識者」の発言を取り上げている。

軍人は国防を献身的の任務とする。現在政治に対し軍部の人々が國務大臣たる軍部大臣を通じて合法的に色々の政治的意見を出してゐるのは、内政不安がわれらの任務の支障たる懸念あるがためだ。自分らが政治に気をつかふ必要のないやうな場合が、一日も早く来てほしい。

専管事項である国防を脅かす内政不安の解消を図るため、陸海軍大臣を介して積極的な政策提言を試みることは、自他共に認める軍にとつての合法的な国策主導方法だった。その姿勢を「私心のない達見」であり「軍部共通の心理」と評価した同誌は、「軍部の意のあるところを汲んで勇往邁進」し「ステーツマンシップを錬磨」することが政党改良にも繋がり、結果として「国民の信頼を増大し、軍部に安心を与へ、政党を自省再起せしめ、国家発展」をもたら



すと結ぶ。<sup>21</sup>

ところが、前述した通り「非常時」の小康化によって荒木陸相の政治的影響力は低下し、閣内では高橋蔵相と広田外相が主導権を握り、政党内閣復帰を視野に入れた政民連携運動も勢いを増した。そうした中、軍の政治的劣勢を受けて発表された軍民離間声明は、軍と政党の対立構造を描き出し、政党も声明による議会政治否定論の拡大に警戒感を強めた。

ただ、声明の「政軍間対立」は多分に誇張を含んでおり、当時であっても「軍部内に於てさへ、聊か軽率の嫌あることが問題となつたかに伝へられて居り、今更ら、之れを取上げて軍部当局を追究したことは、議会政治家として決して聡明な態度と云はれない。」<sup>22</sup>と分析する向きもあった。

事実、一九三三年十二月二十日の貴族院各派に対する昭和九年度予算内示の様子を、軍事課予算班長の高嶋辰彦は「軍民離間ノ声明書、菊池男等ノ佐郷屋掩護ニ関シ相当深刻ナル質問アリ、大臣モ相当ニ答ヘラル」<sup>23</sup>と荒木の動揺を記録している。浜口雄幸首相の狙撃で死刑判決を受けていた佐郷屋留雄は、同月二十三日の皇太子誕生に合わせた恩赦で翌年二月に無期懲役へ減刑された。その際、五・一五事件裁判と同様に、佐郷屋が所属する国家主義団体の愛国連盟によって減刑運動が展開されており、量刑を左右するまでには至らなかったものの十萬筆を超える減刑嘆願署名が集まっていた。<sup>24</sup>

周知の通り予備役陸軍中将で貴族院議員の菊池武夫は、中島商工相筆禍事件や天皇機関説事件の牽引役となつていくが、各種テロの減刑運動にも関与しており「佐郷屋掩護」も同様であつたと考えられる。予算内示会では、陸軍省が軍民離間声明の実質的な発信元だつたことに鑑み、民間団体が主体の減刑運動に対する陸軍の評価、あるいは、後援や協働の有無が問ひ質されたと推察できる。<sup>25</sup>前節で触れたように軍民離間声明への見解を問われた荒木は、声明をあくまでもコミンテルンへの対抗手段とする釈明に苦慮していたのであつた。

では、貴衆両院での軍追及はどのように展開されたのか。議会討論の逐語的な分析は本稿が意図するところではないため、帝国議会で争点化した軍の社会認識と政治姿勢に焦点を当て、討論の概要を示しながら軍に与えた影響を考察する。

陸軍に先んじて十二月十八日に貴族院各派への予算内示会を開催した海軍は、軍民離間声明をめぐる質問に曝された。そこでの論点は海軍が陸軍よりも踏み込んで声明文に含めた「非愛国的言説」であった。藤田尚徳海軍次官はこれを、反軍感情の伝播を招く「捏造的言辭」として問題視するも、同和会の倉知鉄吉は「声明は寧ろ善良なる国民を却つて刺戟し面白からぬ結果を招く」と危惧した。同会派の上山満之進も、大多数の無関係な国民に向けて「悪宣伝」の警告を発信することに疑問を呈している。このような「議會の前哨戦」を経て答弁方針の考究に臨んだ海軍は、軍民離間に関する具体的事象の明示を避け陸軍との共同歩調を志向する。<sup>26</sup>そして、海軍省軍務局や大臣官房は予算内示会での質疑を踏まえ議會における軍民離間声明の問題化を予期し、声明に「言論圧迫や予算審理権の圧迫」の意図がない点を強調する答弁の作成に取り掛かった。<sup>27</sup>

しかし、『東京朝日新聞』は軍民離間声明にまつわる問題を「言論威かく問題」と表記し、「軍人の政治関与問題（軍紀問題）」と共に第六十五回帝國議會における「陸海軍共通の問題」の一つに掲げた。同紙は声明発表の動機を、「政党の腐敗」批判をかわすべく展開された軍の「専断横暴」批判への誤解解消と報じ、声明を政党と軍の宣伝戦の副産物として捉えている。<sup>28</sup>

このように軍の政治姿勢や社会認識へ関心が寄せられる中、一九三四年一月二十四日に休会明けの衆議院本會議で軍民離間声明が議題に上がる。登壇した政友会の安藤正純は予算内示会で倉知が指摘したように、声明が政党と軍の関係性に対する国民の疑念を惹起し「人心ノ和合結束ヲ破壊スル逆効果ヲ招来シタ」可能性に触れ、併せて「千九百三十六年ノ危機」を過剰に国民の不安を煽る言説として糾弾した。その上で、陸海相へ声明が招く「言論ノ抑圧」に関する答弁を求めた。肺炎で病氣療養中の荒木から、林銑十郎に陸相が交代した直後であったため、声明では従属的立場の海軍が答弁を主導した。大角海相は、声明はデマ、怪文書による「軍民ノ間ヲ割カントスル策動」への対策が前提で、「言論圧迫ノ如キ意思ハ寸毫モナイ」と回答している。<sup>29</sup>

さらに、安藤は大角へ「声明書に就き軍民離間ノ材料提出を迫り」、質問は齋藤首相の声明関与の有無にまで及んだ。<sup>30</sup>これを受け急遽本會議後に開かれた秘密会では、大角が海軍下士官住宅へ配布された「反軍思想」の撤文や第一師団で撤布された反戦ビラを軍民離間の事例に取り上げ、声明の正当性を主張した。一方、齋藤は陸海相との事前協議

が一切無かった旨を回答したが、政友会総務の島田敏雄は、重大な声明発表に際し陸海相と没交渉であったことは「首相として曠職の責を負はねばならぬ」と批判を強めた。加えて、社会大衆党の亀井貫一郎は「警視庁の特高課の一刑事すら一笑に付すべき左翼労働運動の日常茶飯事のアヂビラ」を軍民離間の証拠に位置付け、軍内部の問題を軍と国民の問題として誇張し発表することを非難した。<sup>31</sup> 政友会は本会議と秘密会で「二応問題は解決したもの」とみなし、民政党も「軍部大臣の答弁が声明書と矛盾してゐる事は明瞭」としつつ、追及すべき点が浮上した場合は予算総会を利用するとの意向を示した。<sup>32</sup>

なお、安定的な政権運営を目指す斎藤内閣は、軍への徹底糾問を望む声が依然として政党から聞かれることに鑑みて、「軍部を刺激する様な言論」の自重を政友会に要請している。これに対して、政友会は各所属議員の自由裁量とし、民政党も秘密会での質問で打ち切りとする旨を示した。<sup>33</sup> その結果、政党による軍民離間声明の追及は鎮静化していき、一時は声明の出处を解明する勢いであった貴族院も失速していった。

以上のような声明をめぐる軍追及を前にしても、いわば声明問題の震源である鈴木新聞班長は、政党内閣崩壊後の議会に対する軍の優位性に自信を持っていた。<sup>34</sup> ところが、衆議院本会議翌日の一月二十五日、突如として陸軍大学校への異動を言い渡され、鈴木は陸軍省から転出となる。異動内示は直属の上司である陸軍省軍事調査部長の東条英機より通達されたが、同日の日記に「東条氏ノ性格上ノ欠陥生レタルナリ。彼ハ到底將ニ將タル器ニアラサル」<sup>35</sup> との記述を確認できることから、鈴木は動揺と反感が相当なものであったことが分かる。林陸相の誕生は荒木軍政の転換を促進させていったが、その最も顕著な事象が永田鉄山の軍務局長就任に代表される皇道派人事の刷新であった。前節で引用した西浦の回想にも「結局陸軍大学の教官に出て行くんじゃないですか、あれ（軍民離間声明）が一つのきっかけ」<sup>36</sup> とあるように、荒木の股肱として皇道派に近い存在と認識されていた鈴木の変更にあたり、声明の政治問題化は恰好の口実となったといえる。<sup>37</sup>

## 三 軍人の政治姿勢をめぐる論争

軍民離間声明に続き議題となったのは現役軍人の政治関与であった。五・一五事件のような青年将校のテロ参画は、軍紀の乱れを深刻な問題として社会に認知させた。増大する軍事予算に適う統制経済や政党政治排撃による国家革新への言及が問題視される中、現役軍人の政治関与を禁じた陸海軍刑法や軍人勅諭の適用基準・解釈をめぐり、第六十五回帝國議会で討論が展開された。

一九三四年一月二十五日、衆議院本会議で民政党の小川郷太郎は、現役軍人が政治を論じる「空気が醸成セラレツ、アル」現状を踏まえ、陸海相へ「現役軍人が政治ニ関与スベカラズト云フ考」の明言を要求した。これに対して両相は政治関与の禁止を規定した軍刑法や軍隊内務書に言及し政治関与を「取締ルベキハ当然」とした。ただし、国防上の必要に駆られ「純真ナル立場」で政治を研究・議論することは軍人にも必要であり、殊に兵員の供給源である農村部の問題に対する関心は免れない旨を答弁した。また、政友会の原口初太郎は個人での政治関与のみを認められた在郷軍人が、規約を破り在郷軍人会の政治的動員に与している現状を憂いた。林陸相は原口の憂慮を「全然同意」と受け止めている。<sup>38</sup>

なお、新聞を介し議会で軍紀問題に触れた天皇は、「軍人の政治を論じ研究するは差閥なしと答弁せるが、研究も度を過ぎ、悪影響を及すことなからしめざるべからず」と発言し、現役軍人にとって政治的行動の起点となり得る政治研究への懸念を示した。これを受け侍従武官長本庄繁は、「直接政治に干与し、就中直接行動に出づるが如きは、軍刑法及陸軍内務書の禁ずる所にして、断じて不可」と政治関与の防止策を説明する一方、多様な政治信条を持った兵の統率や戦時下の政軍協調に将校の政治研究が不可欠である旨を伝えた。天皇は「左様な意味ならば可ならん、要は中庸に存す」と返答しているが、天皇が抱く警戒心は政党や財界にも共通していた。<sup>39</sup>

また、その点に関しては軍中樞も危機意識を抱いており、陸軍省軍事課が作成した文書は、「政治的考案研究ノ為横方向ニ連絡シテ意見交換」を実施し上司への直談判や右翼団体との連携で政策実現を目指す動きが、一部の青年将校の中で確認されることを報告した。軍事課は青年将校の動機や精神に理解を示しながらも、そういった行動が「軍

隊ノ秩序ヲ紊リ軍紀ヲ破壊」し最終的には軍の崩壊を招くと警戒感を露にした上で、「個人ニ於テ研鑽攻究ノ結果アルトキニ於テモ直系上司ヲ経テ上申スヘキモノニシテ順序ヲ誤ラサルコト必要ナリ」と注意喚起している。<sup>40</sup>

そのため、翌二十六日の衆議院本会議では前日の小川の質問に対する陸相答弁を踏まえ、軍で許容される「政治」に疑義が呈された。すなわち、新聞・雑誌に「軍部ノ社会改造意見」のような論考が散見されることに鑑みて、民政党の山樺儀重は外部に対する軍の組織的な指導・後援の有無と「陸軍、海軍内部ノ社会改造ニ対スル思想ノ状況」を質問した。さらに、林が前日の答弁で座談会参加を政治関与の想定事例から除外したことに触れ、五・一五事件を引き合いに「軍人同志」の議論が徐々に「醗酵」されて実際の行動に結び付く危険性を訴えた。当然ながら、林は軍と外部の個人・団体の繋がりを否定し、その上で国防・軍事に関する業務遂行にあたり「政治ト云フ問題ハ一口モ入ルナト云フヤウナコトハ、ソレハ出来ナイト云フ、唯常識的ノ話ヲシタニ過ギナイ」との補足説明を加え、答弁が政治論議への参加を奨励するものではない旨を言明した。<sup>41</sup>

もともと、満洲事変以降、『中央公論』や『文藝春秋』のような総合雑誌では現役軍人を迎えた座談会が頻繁に企画され、間接的な表現も含めて彼らが政治・政局に言及することは珍しくなかった。それでも、山樺が軍紀問題を議会へ持ち込んだ背景には、現実の社会状況、たとえば、「軍部」を冠した各種宣伝で農民の救済、増税による国庫補填、荒木内閣の実現などを目指す議会外勢力への危機意識があった。山樺は「軍部」の名に於て行はれる事は無批判に肯定せらるゝ、が如き傾向」を問題視している。<sup>42</sup>

さて、これ以後も第六十五回帝国議会で、軍人と政治に焦点を当てた議論が展開されていたが、議題が軍人勅諭の解釈論に及んだことで、陸軍では対内・対外の両面で軍紀問題に関する統一の見解が示されるのである。

二月二日、政友会の宮脇長吉は衆議院予算委員会で、軍民離間声明の問題化を「軍民融和」及びその延長線上にある「軍民一致」の好機と捉え、林陸相にその実現に向けた施策を質問した。林は宮脇の考えに賛意を示しながらも、軍民一致のための具体策は無い旨を回答しているが、元陸軍大佐という立場で宮脇は、政策提言に代わり農村や在郷軍人に関する問題に言及した。そして、軍民一致を妨げる軍紀問題に触れる中で、軍人勅諭が謳う「政治ニ拘ラス」の解釈が問題化する。宮脇は海軍将校に「政治ニ拘ラス」を「政治ニ拘泥スベカラズ」と解釈している者がいること

を指摘した。<sup>43</sup>

事実、「政治ニ拘ラス」は非常時下で多義的に解釈されるようになっていた。たとえば、国家主義団体の立憲養正会を主宰した田中澤二は、これを字義に依拠して解釈する。田中によれば、拘泥や拘束などの意味を持つ「拘」を関与・関係と解釈することこそが恣意的であり、仮にそうした意味ならば「係」か「関」の字をあてがうのが相応しいという。加えて田中は、現役軍人の政治関与禁止のように、条文毎で勅諭の適用対象者を区分した場合、在郷軍人の勅諭奉戴が不可能となる論理から、軍人勅諭の対象を「全軍人」と解釈している。田中は軍人勅諭を、あらゆる軍人に世論と政治に拘泥されない政治的行動を担保するものと説いた。類似の論法に則った著作は当該期に多数存在しており、宮脇が指摘するように現役軍人の政治関与の理論的支柱となっていた。<sup>44</sup>

このような状況を念頭に置き宮脇は、大角海相の勅語解釈を問い質した。大角は「政治ニ拘ラス」を宮脇と同じく「政治ニ関係シテハナラス」と解釈する旨を明言し、海軍省教育局において「全軍ニ教育ノ方針ヲ授ケルヤウニ目下熟慮研究中」であると答えた。<sup>45</sup> 解釈論とはいえ、海軍の政治関与の可能性が海相により公的に否定された事実を、新聞は強調して報じている。<sup>46</sup> この答弁を極めて不適切とみなした鈴木新聞班長は、陸軍の態度を対外的に明示する必要を痛感し、ただちに陸相答弁案の作成に入った。翌三日に東条軍事調査部長へ提示された「軍事ト政治ノ件」は、勅諭が渙発された時代背景を考慮すると共に、情勢の推移や職域に合わせ解釈も変化すると述べる。<sup>47</sup> 同日付の新聞ではこれを反映した陸軍の態度表明が行われた。<sup>48</sup>

以上のような第六十五回帝国議会での討論を踏まえ、陸軍省軍事課は三月五日に「勅諭「世論ニ惑ハス政治ニ拘ラス」ノ見解ニ就テ」<sup>49</sup>を作成した。「軍事課内案」と冠された同文書は議会説明資料ではないが、「軍部本然ノ立場」から軍人勅諭を解釈し「見解ノ統合洗練」を図る一助とする旨が書き添えられている。

まず、現役軍人による政治関与の事例を勅諭と照合する問題性を認めつつ、議会で勅諭の字義の解釈を討論することは避けるべきとする。これを基本姿勢として、再び議会で勅諭が俎上に載った場合には、「世論ニ惑ハス」は「世論如何ニアラウトモ之ニ頓着スルコトナク」、「政治ニ拘ラス」は「政治ノ主義カ消極タルト積極タルト又其ノ実行者ノ誰彼ナリヤト云フカ如キコトニ関係ナク」と解釈される旨を説明し、その文脈に限り「関与セサル」の明言を

容認した。前述の宮脇のみならず「政治外交財政経済等の如きは軍人の知識経験の外に属する」<sup>50</sup>とみなす民政党の斎藤隆夫や、政治への関心保持を容認する一方で政治的行動を厳禁と訴えた<sup>51</sup>東京高等師範学校教授の巨理章三郎のように、現役軍人の政治関与や政治運動を拒否する声も依然として根強い中、先に取り上げた海相答弁の反響を意識した議会対策案だといえる。

次いで、軍紀問題の核心である「政治ニ拘ハラス」に絡み、陸軍中央の採るべき政治姿勢が示される。すなわち、当該箇所の「謹解」には「前後ノ字句ト对照シ熟読深思スル」必要があり、勅諭で「世論」と「政治」は対句で意味を成しているにもかかわらず、一部が切り取られ政治関与批判の論拠となつてると指摘する。そして同文書は、勅諭が「国家保護」にあたり軍人に政治動向や世論の趨勢に左右されない「尽忠報国」を求めているとみなし、むしろ世論政治に超然として国防を全うするために、「世論政治ヲ正当ニ判定スルノ見識」の涵養を重視している。その際、不可欠とされたのが政治への関心であった。

こういった解釈は先に取り上げた立憲養正会の田中のそれと類似していたが、勅諭に拠って「悪政ナラバドンドン矯正スル」ことを軍事課は「牽強付会」と捉え、軍人の政治的行動には抑制的な態度で臨んだ。また、「非常特別ノ場合ヲ仮定シテノ論議」、敷衍すれば、「悪政」が極まり国家存亡の危機が到来した際の「国家保護」へ向けた政治介入について、陸軍中央は現国家体制下での検討を避けた。現役軍人の政治関与禁止は、選挙権・被選挙権、政治結社の加入、政治関連の上書・建白・請願、演説・文書による政治意見の表明といった法令に則したものであった。この点を踏まえて同文書は最後に、それらに通底する勅諭の精神は武家政権再興の否定であると指摘する。

第六十五回帝国議會を終えた林は、三月三十日の陸相官邸における談話で現役軍人の政治関与問題を以下のように総括している。

今日の軍隊は直接実社会と分離することの出来ぬ関係があるのだから、軍人が政治に関心をもつて社会の凡ゆる事物の実証を研究する事は当然必要である。たゞその研究の結果に対して個々に意見を発表する如きは絶対に差控へるべきである。<sup>52</sup>

これは、軍事課内案で示された見解を反映した陸軍省の態度表明だといえる。特に、個人による意見表明の禁止を

陸軍内外へ闡明したことは、青年将校らの政治的言動に対する陸軍省の統制強化、換言すれば荒木軍政からの脱却の証左であった。同月三日の時点で「軍人の本分を尽すために研究して居る事」<sup>53</sup>への誤解解消を訴え、研究について「政治を断ずるとなると分を守るといふ必要もありまた職責によつて色々違つても来る」<sup>54</sup>と述べていた林も、省内での見解統合を経て政治関与への態度が一層厳格化された。こうして軍民離間声明に端を発する政軍間、軍内部での論争は一応の区切りを迎えたのであった。

## おわりに

満洲事変に伴う対外危機や五・一五事件に代表されるテロ、それらに関連した大衆運動が醸成した「非常時」は、齋藤内閣後期に至つて説得力を失い始め軍の政治的影響力低下を招いた。そのような「非常時」小康化の中で会期を迎えた第六十五回帝国議會は、明治憲法に基づく政軍関係適正化の好機となったが、それは先行研究が指摘する政党だけでなく、軍、とりわけ陸軍にとつても同様であった。

本稿で明らかにしたように、現役軍人と政治の関係再考の契機となった軍民離間声明は、陸軍省新聞班長の鈴木貞一が作成・発表を専行したものだ。従来、鈴木を重用した荒木に代わり林が陸相に就任したが、荒木軍政転換に伴う鈴木転出の要因とされてきたが、それに加えて、鈴木は声明問題に起因する事実上の引責転出という形で皇道派人事刷新の先例となったと考えられる。

もつとも、これは派閥人事や鈴木個人の処遇のみに帰着する問題ではなく、陸軍省の宣伝のあり方とその根幹をなす政治姿勢とも関係していた。すなわち、『東京朝日新聞』は一連の騒動収束後、「第六十五議會で大問題を起こした」人物として鈴木を取り上げると共に、外務省情報部長の天羽英二による「天羽声明」（一九三四年四月）、海軍省海軍軍事普及部長の坂野常善による「坂野声明」（同五月）と軍民離間声明を並べ立て、これら声明が惹起した問題をスポークスマンによつてもたらされた「声明禍」と評した。<sup>55</sup>各声明が引き起こした問題は三者三様であったが、いずれにも共通するのは主任者個人の責任が問われたことである。こうした中、政党からも政局動揺の根元と認識されていた



鈴木<sup>56</sup>が声明問題によってスポークスマンの座を降りたことは、陸軍省にとって属人的な宣伝・情報発信のあり方を軌道修正し、政党との関係を適正化する転機となった。

ところで、鈴木は軍民離間声明の作成・発表にどのような思惑を込めていたのだろうか。それを直接的に示す史料は管見の限り存在していないが、議会政治に懐疑的な一方、皇道派に親和的で全陸軍の結束・団結を志向していた当該期の姿から察するに、政党内閣復帰を目指す政民連携運動への対抗にとどまらず、のちに本格化する民政党や財界との提携を回避すべく「政党対軍」の構造を描き出す目的もあつたと推察される。声明は政民連携への牽制と陸軍の既成政党接近抑止という二つの性格を兼ね備えていたといえる。

これに対して林は大角に追隨する形で、声明に政民連携運動妨害の意図がないことを公式に表明した。すでに、満洲事変直前の一九三〇年代初頭に陸軍では、軍人勅諭を踏まえ法学的見地から政治への関与・介入の定義について研究が進み、とりわけ「政権を拘束する」行為である政策・政局への介入を「政治介入」とみなす研究成果が供覧されていた。<sup>57</sup> 声明は現役軍人の政治関与と捉えられて論争化し、その延長線上にある軍人勅諭の解釈をめぐる陸軍省は、現役軍人の政治関与に対する見解統一を図った。軍人勅諭をいわば錦の御旗とし、民間を含めた諸政治勢力が「あるべき政軍関係」の模索にしるぎを削る中、陸軍の公式見解は政治に関する運動を禁止する一方、陸軍省の統制下で研究・議論を行うことを容認するという青年将校らへの統制強化を志向したものであつた。それは陸軍へ、政局・政策に対する静観主義を迫る反面、陸軍省の統制下における研究・議論を奨励した。このような統制強化はしかし、陸軍の公的な言論面での台頭をもたらし、続く岡田内閣下で陸軍パンフレット問題、そして、天皇機関説問題という形で顕在化していくのである。

さらに、帝国議会で展開された軍人と政治の適正な関係をめぐる討論は、議会外へはほとんど浸透せず、一般社会で共有されることはなかった。そして、軍追及が沈静化した第六十五回議会会期中には、中島商工相筆禍事件、鳩山文相綱紀問題、あるいは帝人事件が立て続けに発生していく。結局のところ、これら政黨員の閣僚や官僚による不祥事に注目が集まったことで、軍追及は社会的な広がりを見せることなく、かえって「政党の腐敗」像が拡散される結果を招いたのであつた。

〔付記〕

本稿は、二〇二二年度公立大学法人北九州市立大学特別研究推進費「昭和戦前期における日本陸海軍の政治的台頭に関する社会・メディア史からの再検討」による成果の一部である。なお、脚注二十三と四十九の史料は、柴本一希氏（日本大学大学院文学研究科史学専攻博士前期課程在学）にご紹介いただいた。この場をお借りして深く感謝申し上げます。

註

- 1 小山俊樹『憲政常道と政党政治―近代日本二大政党制の構想と挫折』（思文閣出版、二〇一二年）三二七―三三八頁
- 2 松浦正孝「高橋是清と「挙国一致」内閣―政党内閣崩壊後の政治経済」（北岡伸一・御厨貫編『戦争・復興・発展―昭和政史における権力と構想』東京大学出版会、二〇〇〇年）。
- 3 井上敬介『立憲民政党と政党改良―戦前二大政党制の崩壊』（北海道大学出版会、二〇一三年）一一五―一八九頁。
- 4 菅谷幸浩『昭和戦前期の政治と国家像 「挙国一致」を指して』（木鐸社、二〇一九年）八三―一二二頁。
- 5 吉田裕「満州事変下における軍部―「国防国家」構想の形成―」（『日本史研究』第三三八号、一九八二年六月）。
- 6 須崎慎一『日本ファシズムとその時代―天皇制・軍部・戦争・民衆―』（大月書店、一九九八年）一七四―一八五頁。
- 7 前坂俊之『太平洋戦争と新聞』（講談社学術文庫、二〇一四年）一六五―一七四頁。
- 8 前掲『憲政常道と政党政治―近代日本二大政党制の構想と挫折』三二五頁。
- 9 前掲『昭和戦前期の政治と国家像 「挙国一致」を指して』九三・九四頁。
- 10 筒井清忠『戦前日本のポピュリズム 日米開戦への道』（中公新書、二〇一八年）一四九―一七八頁、小山俊樹『五・一五事件 海軍青年将校たちの「昭和維新」』（中公新書、二〇二〇年）一七四―二二〇頁。
- 11 前掲『昭和戦前期の政治と国家像 「挙国一致」を指して』九四―九八頁。
- 12 「軍部の態度批判に突如、陸海軍が声明「軍民離間の言動断然黙視し能はず」（一九三三年十二月十日付『東京朝日新聞』）（以下「東

- 朝〕朝刊二面）、「軍民離間」につき陸海軍が所信声明『結束の秋・策動は遺憾』（同『東京日日新聞』（以下『東日』朝刊二面）。
- 13 『西浦進氏談話速記録 上』（日本近代史料研究会、一九六八年）一〇〇・二〇一頁。
- 14 伊藤隆・佐々木隆「史料紹介 鈴木貞一日記―昭和八年―」（『史学雑誌』第八十七編第一号、一九七八年一月）八十八頁、一九三三年十二月十六日条。
- 15 「策動は否認 声明の反響」（一九三四年十二月十日付『東朝』朝刊二面）。
- 16 拙著『戦間期日本陸軍の宣伝政策―民間・大衆にどう対峙したか―』（芙蓉書房出版、二〇二二年）二二六・二二七頁。
- 17 青木成一「国防と軍備」（『今日の問題』通俗大学会事務所、一九三三年）七三〜七五頁。
- 18 「昭和九年手帳」（国立国会図書館憲政資料室所蔵「渡辺千冬関係文書」六五八）一九三四年一月十日条。
- 19 作成者不明「急 全支配階級は首脳部に対して徹底的反感を懐いて居る此事実を忘れてはならぬ。」（一九三三年十二月十九日、憲政資料室所蔵「森伝関係文書」七七七）。
- 20 前掲『昭和戦前期の政治と国家像 「挙国一致」を目指して』九八・九九頁、前掲『立憲民政党と政党改良―戦前二大政党制の崩壊』一三九〜一四四頁。
- 21 「巻頭言 政党と軍部」（『中央公論』第四十九卷第一号、一九三四年一月）。
- 22 「軍民離間声明問題」（『ダイヤモンド』第二十二卷第四号、一九三四年二月）六頁。
- 23 「昭和八年〜昭和九年 高嶋日記（二八・二九） 徳島及東京」（防衛省防衛研究所所蔵、中央・作戦指導日記・五四四）一九三三年十二月二十日条。
- 24 萩原淳「昭和初期テロ事件の司法過程と軍部・社会…減刑嘆願運動の展開と司法権 一九三〇〜三六年」（『年報政治学』第六十九卷一号、二〇一八年七月）七四、八四頁。
- 25 佐郷屋の減刑に向けては、小笠原長生や加藤寛治ら海軍の艦隊派による働きかけが行われた（前掲『昭和初期テロ事件の司法過程と軍部・社会…減刑嘆願運動の展開と司法権 一九三〇〜三六年』七九〜八五頁）。小笠原は荒木首班の次期内閣を希望するなど、皇道派とも近い関係にあったが、日記の記述からは減刑運動に関する陸軍中央との連携等を確認することはできない（飯島直樹「翻刻と紹介 「小笠原長生日記 昭和八年」』『東京大学日本史学研究室紀要』第二十一号、二〇一七年三月）。

- 26 「大角海相招待会」「軍民離間」の声明は寧ろ疑惑を生ぜん 貴院代表突込む（一九三三年十二月十九日付『東日』朝刊二面）。
- 27 「軍紀問題質問には事実なし」と答弁 逆襲的に非難の不当を主張 海軍の対議会方針（一九三四年一月十七日付『東日』朝刊二面）。
- 28 「議会の糺弾を予期し軍部対策を練る 問題となる諸点」（一九三四年一月十九日付『東朝』朝刊二面）。
- 29 『官報号外 昭和九年一月二十五日 衆議院議事速記録第四号』（内閣印刷局、一九三四年一月）四九頁。
- 30 「日記帳 昭和九」（憲政資料室所蔵「新居善太郎関係文書」一六九八）一九三四年一月二十五日条。
- 31 「声明書発表の裏面 軽率を暴露す 衆院秘密会の内容」（一九三四年一月二十五日付『東朝』朝刊二面）、「秘密会内容」（同『東日』朝刊二面）。
- 32 「議會にみなぎる憲政擁護の空氣 今後の動向注目さる」（同右）。
- 33 「軍部の刺激を恐れ政府泣きを入る 声明書、綱紀問題糺弾緩和を島田政友会総務に懇談」（一九三四年一月二十六日付『東朝』夕刊一面）、「軍紀問題と政民両党」（同朝刊二面）。
- 34 前掲拙著二二〇頁。
- 35 伊藤隆・佐々木隆「鈴木貞一日記―昭和九年―」（『史学雑誌』第八十七編第四号、一九七八年四月）六〇頁、一九三四年一月二十五日条。
- 36 前掲『西浦進氏談話速記録 上』一〇〇頁。
- 37 なお、東条も鈴木と時を同じくして転出しているように、両者の異動をもって「陸軍の内部対立の調整」が図られた（森靖夫『ミネルヴァ日本評伝選 永田鉄山―平和維持は軍人の最大責務なり―』（ミネルヴァ書房、二〇一二年）二二五頁）。
- 38 『官報号外 昭和九年一月二十六日 衆議院議事速記録第五号』（内閣印刷局、一九三四年一月）六〇、六七、七一頁。
- 39 本庄繁「私秘鈔」（『本庄日記』原書房、一九六七年）一八二・一八三頁、一九三四年一月二十六日条。
- 40 陸軍省軍務局軍事課「青年将校策動ニ対スル対策」（一九三三年十一月十五日、憲政資料室所蔵「荒木貞夫関係文書」三二四）。
- 41 『官報号外 昭和九年一月二十七日 衆議院議事速記録第六号』（内閣印刷局、一九三四年一月）一一二・一一三、一一六頁。
- 42 山榎儀重『憲政よ何処へ』（宝文館、一九三四年）一六一・一二二頁。

43 『第一類第一号 予算委員会議録 第八回 昭和九年二月二日』（内閣印刷局、一九三四年二月）三十一～三十五頁。なお、宮脇は元陸軍大佐の政党政治家という立場に強いこだわりを持ち、現役軍人が政治に関与することや特定団体が「全在郷軍人代表」を騙り持論の正当性確保を図ることに痛烈な批判を寄せている。とりわけ、宮脇の軍人勅諭を重視する姿勢は一貫しており、二二六事件の一年後にあたる一九三七（昭和十二）年二月二十六日には、十六日の衆議院本会議における肅軍と軍紀問題をめぐり自身の議会討論を、『肅軍を糾す』（森田書房）として刊行している。また須崎慎一氏は、一九三四年二月初旬から三月末にかけて宮脇に対する全日本郷軍同志会や在郷軍人会等の問責決議や、全日本郷軍同志会による宮脇糾弾の檄文撒布が行われたことを明らかにし、陸軍中央による資金提供が行われたことを指摘している（前掲『日本ファシズムとその時代—天皇制・軍部・戦争・民衆—』一八二～一八三頁）。「非常時」における陸軍中央と民間を含む外部団体の協働については、メディアの動向なども絡めつつ別稿にて改めて検討する。

44 田中澤二述『軍人ト政治』ノ問題「軍人勅諭」の中「政治ニ拘ラズ」の正解を発表す』（立憲養正会、一九三三年）二九～三〇、三六頁。同書と同様、あるいは類似した論法に基づく著作の一例として、福本亀治『軍人と世論政治問題』（川流堂、一九三三年）・五・一五事件の公判に現はれた軍人と政治問題に就て』（『憲友』第二十七卷第十一号、軍警会、一九三三年十一月）、大井一哲『軍人の使命と政治』（日本社会問題研究所、一九三四年）等が挙げられる。

45 前掲『第一類第一号 予算委員会議録 第八回 昭和九年二月二日』三四頁。

46 『軍人と政治関係 海軍・明確を期す 近く部内に示達』（一九三四年二月三日付『東日』朝刊二面）、「政治に『拘らず』は関係せずの意 勅諭解釈を海相言明」（同『東朝』朝刊二面）。

47 前掲拙著二〇・三二二頁。

48 『示達の必要なし』（一九三四年二月三日付『東日』朝刊二面）、「今更部内に訓示の要なし 勅諭解釈に対する陸軍側の態度」（同『東朝』朝刊二面）。

49 陸軍省軍務局軍事課「勅諭「世論ニ惑ハス政治ニ拘ハラス」ノ見解ニ就テ」（一九三四年三月五日、防衛研究所所蔵『極秘

昭和八年十一月起 重要書類綴』（中央・戦争指導重要国策文書・一三五七）。以下、軍事課内案の記述については本史料に依拠。

50 斎藤隆夫『革新論及び革新運動を戒む』（日本評論社、一九三四年）四四～四六頁。

51 巨理章三郎『軍人勅諭の御下賜と其史的研究』（中文館書店、一九三二年）二頁。

52 「政治意見発表差控へ度い 部内と満洲に専念」（一九三四年三月三十一日付『東朝』朝刊二面）。

53 「軍民ともに誤解をとけ 西下の車中で林陸相語る」（一九三四年三月四日付『東朝』朝刊二面）。

54 「西下の陸相車中談 政府への注文目下材料を調査中」（一九三四年三月四日付『東日』朝刊三面）。

55 「時の話題 繰返す『声明』騒ぎ スポークスマンは踊る」（一九三四年六月七日付『東朝』朝刊三面）。

56 前掲拙著二二二頁。

57 片岡董「軍人緘口令に関する研究」（一九三二年八月、防衛研究所所蔵、中央・軍事行政法令・二七八）。なお、一九二八（昭

和三）年三月から東京帝国大学法学部政治学科に派遣された陸軍少佐片岡董は、三年間の聴講を基に政治・軍事の諸法令を分析し、統帥権のあり方や陸軍大臣の権限に関する法解釈を陸軍内で報告した。軍司令官・師団長会議での陸軍大臣南次郎の訓示内容が物議を醸した一九三一（昭和六）年八月に作成された本史料は、その成果の一つにあたる。